

次回期日令和4年10月24日午後3時20分

令和3年（行ウ）第10号 公金支出返還等請求事件

原告 松崎光成 外4名

被告 香川県知事 池田豊人

令和4年 月 日

### 準備書面（7）

高松地方裁判所民事部合議1B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 作 花 知 志

原告らは、被告提出令和4年10月18日付準備書面（4）について、以下のとおり主張を行う。

#### 第1 原告らの主張

1 被告の主張は争う。

2 本件着手金の支払いや本件報酬の支払いの合意がされた当時に刊行されていた『注解法律学全集2 憲法II[第21条～第40条]』283頁（甲69）には、「本条（原告ら注：憲法32条）の保障する権利は、その性質上日本国民のみを対象としたものとは解されないから、外国人に対してもその保障が及ぶものと解すべきである（通説）。」と記載されている。

すると、憲法32条の裁判を受ける権利の保障主体は、国民と外国人であることは明白であった。また、地方公共団体が「国民」に含まれないことは、憲法99条から明白であった。その結果、地方公共団体である香川県は憲法32条により基本的人権である「裁判を受ける権利」の保障はないことは明白である。

また、長尾一紘『日本国憲法[第3版]』（1999年、世界思想社）（甲7

0) 102頁では、「以上の議論は、すべて「私法人」に関するものであり、国や公共団体などの「公法人」については別個の考察を必要とする。公法人の基本的人権共有主体性については、a原則的に否定する見解、b原則的に肯定する見解、c公権力の主体としての側面については否定し、私経済の主体としての側面については肯定する見解、などが考えられる。基本権本来の意義と作用に留意するならば、右a説（原告ら注：人権共有主体性についての原則否定説）が妥当である。」と記載されている。

さらに、松井茂記『日本国憲法[第3版]』（2007年、有斐閣）310頁注（5）には、「公法人は原則として政府の機関として基本的人権を享有しない。しかし、中には政府との関係で自律性が認められ、基本的人権の享有を認めるべき場合もある。とりわけ国立大学や日本放送協会などは、その例であろう。」と、①公法人は原則として政府の機関として基本的人権を享有しないこと、②例外として基本的人権の享有を認めるべき場合は、政府との関係で自律性が認められている国立大学や日本放送協会などに限られること、③例外として基本的人権の享有を認めるべき場合として地方公共団体は挙げられていないこと、その結果、公法人としての地方公共団体には人権共有主体性が認められないことが明白となる内容が記載されているのである。

このように、「地方公共団体は人権共有主体性が認められない。よって地方公共団体は憲法32条の裁判を受ける権利を享受しない。」ということは、刊行されている書籍に明記されていることであった。それは容易に知り得た内容であった。

ところが、被告の準備書面(1)の2頁には、「したがって、別訴被告（香川県）は、憲法32条により、訴訟の目的たる権利関係について裁判を受ける権利を保障されているところであり、別訴被告（香川県）は、上記権利を実効的に行使するため、（……3弁護士）に依頼したものである。」「すなわち、別訴被告（香川県）が別訴3名代理人に対し、（本件着手金）を支払ったのは、

上記憲法上の権利を行使するための必要な経費であり、」と明記されている。

また、被告の準備書面(2)の3頁には、「別訴被告（香川県）は、別訴訟において、上記法的見解を主張するために、憲法32条の保障するところに従い、別訴3名代理人に訴訟遂行を委任し、所要の弁護士費用を支出しているところである。」と明記されている。

すると、香川県には「憲法が保障する基本的人権」についての誤解があったことは明白である。その結果、本件着手金の支払（本件着手金の算定及び支払）や本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払の合意）が、「憲法が保障する基本的人権」についての誤解に基づき、誤った憲法解釈に基づいて行われたことを如実に物語っている。

香川県は、自らは人権享有主体ではないのに、人権享有主体であるとして公金（税金）を用いて本件着手金の支出を行い（本件着手金の算定及び支払）、また本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払の合意）をしたのであるから、その支出や合意が違憲であることは明白である。

本件着手金の支払（本件着手金の算定及び支払）及び本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払の合意）は、憲法32条及び憲法99条に違反した違憲のものである以上、憲法98条1項により「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定されているのであるから、香川県による本件着手金の支払（本件着手金の算定及び支払）及び本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払の合意）が無効（「その効力を有しない。」）ことも明白である。

また同時に、本件着手金の支払（本件着手金の算定及び支払）及び本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払の合意）が、地方財政法4条1項が規定する「地方公共団体の経費は、その目的を達成するため」の規定が当然の前提とする「憲法に違反しない目的」にも違反していることは明白である。

付言すると、香川県が「香川県には、憲法32条により裁判を受ける権利が保障される。」と考えて、地方財政法4条1項が規定する「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」の規定により義務付けられた必要最小限度を越えて、本件着手金の支払（本件着手金の算定及び支払）及び本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払の合意）を行ったことも明白である。

以上

